

主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書

平成30年3月末をもって主要農作物種子法（種子法）が廃止された。種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、米・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきた。

また、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されている。

種子法の廃止に対し「なぜ廃止するのかわからない」、「地域に適した品種の維持は行政の管理が不可欠」との声が上がり、新潟・埼玉・兵庫の3県で条例を制定、北海道・宮城・岩手・群馬・長野・愛知・滋賀などで要領・要綱で対応するなど、全ての都道府県で、従来通り種子事業を続ける方針である。

この間築き上げてきた試験場等の取組が後退することがないように、廃止された主要農作物種子法の復活等を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年7月4日